

条例に盛り込む内容案（事務局作成）	市民検討会で出された意見	条例に盛り込む内容	条例原案
<p>○ 市民は、市の基本的な計画又は重要な政策などの立案から実施、評価に至る過程において参画することができる。</p> <p>○ 市は、市民の意見がまちづくりに反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参加制度を整備しなければならない。</p> <p>○ 市は、市の基本的な計画又は重要な政策の策定を行う場合は、パブリックコメント（市の施策に関する基本的な計画、方針、条例等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃に当たり、当該計画等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。）を実施するものとする。</p> <p>○ 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を原則として公表しなければならない。</p> <p>○ 市は、基本的な計画又は重要な政策を策定するときは、パブリックコメントのほか、次に掲げる事項のうち一以上を実施するものとする。</p> <p>(1) 説明会 (2) アンケート調査 (3) ワークショップ (4) 意見交換会 (5) 審議会等 (6) 市民提案制度 (7) その他市長が必要と認めること</p>	<p>(1) 市民参加の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントを他の市民参加の方法と並列して記載する。</li> <li>・市民参画の対象となる事項を明記する。</li> <li>・パブリックコメントは市民が参画しやすい方法ではないのではないか。</li> </ul> <p>(2) 市民参加の対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の対象に「広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃」を加える。</li> <li>・市民参加の対象を定義する。</li> </ul> <p>(3) 用語の表記、定義等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント等のカタカナ語が分かりづらい。</li> <li>・「基本的な計画又は重要な政策」の示す内容が明確でない。</li> <li>・パブリックコメントの中身の説明が必要。</li> <li>・「説明会」と「意見交換会」の違いは何か。</li> <li>・市民参加の方法の言葉の定義が必要。</li> </ul> <p>(4) 表現方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多様な参加制度を整備しなければならない」という表現は具体的に何を意味するか分かりづらい。</li> <li>・策定、改廃といった言葉が分かりづらい。</li> <li>・「市民は、・・・参加することができる」の表現は参加に努める（努力義務）などに変える。</li> <li>・市民参加に関する市民の責務についてもう少し幅広く記載する。</li> <li>・「多様な参加制度の整備・・・」は「最大限市民の意見を取り入れる工夫・・・」にする。</li> <li>・「市は、・・・原則として公表・・・」の表現で原則としてを入れる理由は何か。</li> <li>・「市民が参画することが実感できるような」という表現を加える。</li> </ul> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政に子供が参加できるようにしてもらいたい。</li> <li>・参画した後の権利（最終的な決定権）はどこにあるのか。</li> <li>・市民参加の機会を市民が知る方法が示されていない。</li> <li>・パブリックコメントの意見を公表しても市民全員に伝わるのか。</li> <li>・事務局案では市民みんなが参加できるかわからない。</li> <li>・「市は、・・・市の考え方を・・・公表しなければならない」で公表では検討したにとどまるので、結論を明確に残す必要がある。</li> </ul>	<p>○ 市は、市民の意見がまちづくりに最大限反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、多様な市民参加の機会を設けなければならない。</p> <p>○市民は、市民参加の対象となる次に掲げる事項について参加に努めるものとする。</p> <p>(1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項 (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項 (3) 義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改正又は廃止に関する事項 (4) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項 (5) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更</p> <p>○市は、次に掲げる市民参加の方法により広く市民の意見を求めるものとする。</p> <p>(1) アンケート調査 市民参加の対象となる市の計画、条例その他の施策（以下「政策等」という。）に対する市民の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民から回答を求める方法 (2) パブリックコメント 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民から意見を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続 (3) ワークショップ 市民が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法 (4) 説明会 市民に対し政策等の内容または市の考え方を直接説明し、市民から広く意見を求める方法 (5) 審議会 市の事務について調停、審査、又は調査を行なうために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見を求める方法 (6) 公聴会 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見を求める方法 (7) その他市長が必要と認めること</p> <p>○市は、市民参加の実施に関する事項について、適切な方法により公表しなければならない。</p>	